

## VEGE MEDIA 農家契約基準

| 管理点                  | 適合基準  |
|----------------------|---|
| <b>1. 農場管理に関する資料</b> |   |
| 適用範囲                 | <p>下記の適用範囲に関する最新情報の資料を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場(農場名、所在地、連絡先)</li> <li>・商品(農産物、品目)</li> <li>・生産工程表</li> <li>・圃場(圃場名等、所在地、面積、栽培品目)</li> <li>・倉庫(倉庫名等、所在地、保管物)</li> <li>・農産物取扱施設(施設名等の識別、所在地、取扱い品目)</li> <li>・外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)</li> </ul> |
| <b>2. 経営者の責任</b>     |   |
| 責任及び権限               | <p>1.下記の責任者を確認できる組織図がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者</li> <li>・農場の責任者</li> <li>・商品管理の責任者</li> <li>・農産物取扱施設の管理責任者</li> <li>・肥料管理の責任者</li> <li>・農薬管理の責任者</li> <li>・労働安全の責任者</li> <li>・労働管理の責任者</li> </ul> <p>2.経営者は、農場内に各責任者を周知している。</p>                |
| 方針・目的                | <p>1.経営者は、農場運営の方針・目的の資料を作成している。</p> <p>2.方針・目的には食品安全の確保と農場管理の継続的改善を含む。</p> <p>3.経営者は、上記の方針・目的を社内に周知している。</p> <p>4.月に一度、経営に関する会議を行っている。</p>  |
| 自己点検の実施              | 自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。またその事が記録で分かる。   |
| VEGE MEDIA農家定期検査の実施  | 3ヵ月毎に、VEGE MEDIA農家定期検査項目表に基づいた、とどける株式会社による定期検査を受けている。また、不適合だった項目の改善を行い農場内に周知している。   |
| 経営者による見直し            | 年1回以上、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて該当する責任者への改善を指示している。  |
| <b>3. 計画及び実施評価</b>   |   |
| 生産計画                 | <p>農場の責任者は下記の項目を含む生産計画を立てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業内容及び実施時期</li> <li>・品目ごとの収穫見込量</li> <li>・生産性等に関する目標</li> </ul>   |
| 記録の保管                | 過去2年分以上の記録を保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査後は継続して記録を保管している。   |
| 計画と実績の比較             | <p>1.実績を記録している。</p> <p>2.計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。</p>   |

| 4. 栽培工程及び収穫工程におけるリスク管理 |                     |  |
|------------------------|---------------------|--|
|                        | 圃場内及び倉庫内における交差汚染の防止 | 1.圃場及び倉庫における下記のもの、汚染物質との交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗、作物及び農産物</li> <li>・包装資材</li> <li>・収穫及び農産物取扱関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等</li> </ul> 2.リスク評価の結果及び対策を記録している。 |
|                        | 収穫工程の明確化            | 1.農産物・品目ごとに、下記の内容を含む収穫工程の資料を作成している。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・作業工程</li> <li>・工程で使用する主要な資源</li> </ul> 2.工程を変更した場合には、資料内容を見直している。   |
| 5. 識別とトレーサビリティ         |                     |  |
|                        | 商品への表示              | 出荷する商品、送り状、納品書等に原産地の表示を行っている。  |
|                        | 出荷記録                | 出荷した商品の、出荷と収穫のつながりが分かるように、下記を記録している。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷先・販売先</li> <li>・出荷日</li> <li>・品名</li> <li>・出荷数量</li> </ul>   |
|                        | 収穫記録                | 収穫の履歴として、下記を記録している。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫ロット</li> <li>・品名</li> <li>・収穫日</li> <li>・収穫数量</li> <li>・収穫した圃場</li> </ul>   |
|                        | 他農場の農産物取扱い          | 他農場の農産物を取り扱っている場合、生産した農場ごとの識別管理と他農場の農産物の混入を防止する対策ができており、記録から確認できる。   |

| 6. 責任者及び教育訓練     |                     |   |
|------------------|---------------------|---|
|                  | 農場の責任者              | 1.農場の責任者は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。<br>2.自分が担当するVEGE MEDIA農家契約基準の管理点について学習したことを説明できる。  |
|                  | 商品管理の責任者            | 1.商品管理の責任者は下記の業務を統括している。<br>・商品の種類・規格の管理(品目、品種)<br>・梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様<br>・商品の表示管理<br>・農産物の安全や品質の確保<br>2.商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>・自分の担当するVEGE MEDIA農家契約基準の管理点について学習したことを説明できる。<br>・商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。 |
|                  | 肥料管理の責任者            | 1.肥料管理の責任者は、肥料等の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。<br>2.肥料管理の責任者は、自分の担当するVEGE MEDIA農家契約基準の管理点について学習したことを説明できる。  |
|                  | 農薬管理の責任者            | 1.農薬管理の責任者は、農薬の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。<br>2.農薬管理の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>・自分の担当するVEGE MEDIA農家契約検査基準の管理点について学習したことを説明できる。<br>・農薬使用基準に関する最新情報を入手し、過去1年間に入手した情報を提示できる。  |
|                  | 労働安全の責任者            | 1.労働安全の責任者は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。<br>2.労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。<br>・自分の担当するVEGE MEDIA農家契約基準の管理点について学習したことを説明できる。<br>・機械・設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。<br>・農場内に救急箱等の応急手当ができるものを設置しており、その保管場所を把握している。               |
|                  | 労働管理の責任者            | 1.労働管理の責任者は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。<br>2.労働管理の責任者は、VEGE MEDIA農家契約基準の管理点について学習したことを説明できる。   |
|                  | 作業員への教育             | 1.年1回以上、農場内の該当する作業員すべてに、農場のルールを教育を実施している。記録には実施日、参加者実施内容が記載されている。<br>2.作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる表現で(言語、絵等)教育を実施している。   |
| 7. 作業員及び入場者の衛生管理 |                     |   |
|                  | 作業員及び入場者の健康状態の把握と対策 | 1.農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染しているまたはその疑いのある作業員及び入場者は、事前に農場責任者へ報告している。<br>2.農場の責任者は、1.に該当する者に対して、収穫及び農産物取扱いの工程への立入・従事を禁止または対策を講じた上で立入・従事を許可している。  |
|                  | 作業員及び入場者のルール        | 下記の項目について衛生管理に関する必要なルールを決め、収穫及び農産物取扱いに従事する作業員及び入場者に周知実施させている。<br>・帽子、靴等の装備品及び所持品<br>・作業員の身だしなみ<br>・しっかりした手洗い<br>・飲食の場所、飲食後の手洗い<br>・喫煙の場所、喫煙後の手洗い<br>・作業終了後の清掃   |

|                            |               |   |
|----------------------------|---------------|---|
| <b>8. 衛生設備に関連する管理</b>      |               |   |
|                            | 手洗い設備         | 手洗い設備は、トイレ及び農産物取扱施設の近くに用意されている。手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。   |
|                            |               | 1.トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。<br>2.トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。<br>3.トイレには、必ず手洗い用の石鹸、洗浄剤等を設置している。<br>4.トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。  |
| <b>9. 労働安全管理及び自己発生時の対応</b> |               |   |
|                            | 作業者の労働安全      | 1.圃場、作業道、倉庫、農産物取扱施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故や怪我を防止する対策を周知し実施している。<br>2.リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故や怪我の情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報も参考にしている。危険な情報として下記を必ず評価の対象としている。<br>・乗用型機械の積み下ろし及び傾斜地や段差での使用<br>・耕耘機の使用<br>・草刈機の斜面・法面での使用<br>・脚立の使用<br>3.圃場、倉庫、農産物取扱施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。 |
|                            | 危険な作業に従事する作業員 | 危険な作業を実施する作業員は下記の条件を満たしている。<br>・安全の為に十分な教育・訓練を受けた者である<br>・法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格または講習を修了している者、もしくはその者の監督下で作業を実施している<br>・酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、運転資格等の無免許の者ではない<br>・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている<br>・安全を確保する為の適切な服装・装備を着用している   |
|                            | 労働事故発生時の対応手順  | 労働事故発生時の対応や連絡先が定められており、作業員全員に周知されている。   |
|                            | 事故への備え        | 労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。(救急箱の中身は包帯、消毒液、絆創膏等)  |
|                            | 労働災害に関する備え    | 法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。  |
|                            | 労働災害に関する備え    | 1.労働者が労働被害にあった場合の補償対策ができています。<br>2.経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができています。  |
| <b>10. 土の管理</b>            |               |   |
|                            | 汚染水の流入対策      | 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品管理のリスク評価を実施し、必要な対策を行っている。行政の規制がある場合には、汚水に接した作物は規制に従っている。リスク評価の結果及び対策を記録している。   |

| 11. 水の利用及び廃水管理    |                         |   |
|-------------------|-------------------------|---|
|                   | 生産工程で使用する水の安全性          | 1.生産工程で使用する水の種類とその水源及び貯水場所を把握している。<br>2.生産工程で使用する水が農産物に危害を与える要因が無いが、水質検査を年1回以上実施し、必要な対策を行っている。  |
|                   | 農産物取扱い工程で使用する水の安全性      | 農産物を最後に洗う水、収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作用者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱っている。<br>また、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認し、検査結果を保管している。主に生食するものは行政が飲用にできると認めた水を使用している問題が発見された場合は使用を一時中止し、行政に相談している。    |
|                   | ため水洗浄及び再利用する水の衛生管理      | 1.容器に水を貯めて農産物を洗浄する場合は、水をかけ流している。<br>2.農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。  |
|                   | 養液栽培で使用する水の安全性          | 養液栽培の培養液が汚染されないように対策を行っている。   |
|                   | 廃水の管理                   | 生産工程に使用する水の水質の劣化を防ぐために圃場及び農産物取扱い施設で発生した廃水やそれに含まれる植物残渣、清掃ゴミなどを適切に処理している。   |
| 12. 施設の一般衛生管理     |                         |   |
|                   | 有害生物への対応                | 1.農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止している。<br>2.駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。<br>3.圃場、倉庫、農産物取扱施設及びその施設内で、ペット等の生物の飼育を禁止している。   |
|                   | 青果物の保管                  | 1.農産物を保管する場所は適切な温度が保たれている。<br>2.天井・壁等に結露した水滴が農産物に触れないように対応している。<br>3.光に敏感な農産物(ジャガイモ等)を長期保管する場合、光が入らない場所で保管している。   |
| 13. 機械・設備・運搬車両の管理 |                         |   |
|                   | 機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管 | 1.保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。<br>2.機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備記録等を保管している。<br>3.機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。 |
|                   | 検査機器・測定機器・選別装置及びその標準の管理 | 商品検査、選別、軽量及び工程に使用する機器等を一覧表に書き出し、それらが正確に測定計量・選別できるように定期的に点検し記録している。  |